

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十二第

行發日一月五年五十正大

論叢

交通稅及消費稅に於ける重複課稅……法學博士 神戸 正雄

支那に於ける鴉片問題の起因を論ず……文學博士 矢野 仁一

チアアルス・ホールの文明論……教授 堀 經夫

租稅收入の季節的變動……法學士 汐見 三郎

說苑

勞農露國に於ける金融制度の復活……經濟學士 谷口 吉彦

妙心寺派教團の共濟制度……經濟學士 中川與之助

雜錄

藩札の濫發と農民の疲弊……經濟學士 黒 正 巖

獨逸に於ける犯罪統計……經濟學士 岡崎 文規

エツヂウアース教授逝く……經濟學士 蜷川 虎三

法令

地租條令中改正、所得稅法中改正、

雜 錄

藩札の濫發と農民の疲弊

黒 正 巖

一

徳川時代の農民が極めて窮迫の生活を營み、農村が著しく疲弊した事は世人の等しく認むる所である。而て最近農村問題の喧しくなるにつれて、徳川時代の農村問題の史學的研究も盛んになつて來た。之は徳川時代の農村問題の原因を究め、又之に對する方策が如何に行はれたかを闡明して、現時の農村問題解決の一助となさんとするものらしい。史學が果してかゝる實用的目的を有するものなるか否かは別問題として、この種の問題が研究せらるゝに至つた事は誠に慶すべき事である。この種の問題を取扱つた論者の中には注目すべきものが多々あるが、問題の原因として説かれて居るものには、往々

にして外形的な事實、第二次の原因を擧げて居るものがあるし、又その據る所の資料も形式的な公文書類が多い様に見受けられる。特に農民疲弊の原因として、徳川時代の幣制の紊亂、金融の梗塞に論及して居るものは、余の寡聞を以てするに極めて稀な様である。

私は先きに岡山藩の藩札の由來を研究せし際に、幣制の紊亂が如何に經濟界を攪亂し、農民生活を壓迫したかを知るに及んで、徳川時代の農村問題の原因としては、幣制殊に無謀なる藩札發行策が最も重要な意味を占むるものである事を發見した。何となれば、徳川時代に於ては天領を除く外は各藩とも何等かの名目を以て紙幣類似のものを發行し、二三少數の例外はあるが、その殆ど全部が政策宜しきを得ず、又は財政窮乏を救ふ爲めに殊更に幣制を攪亂した結果、農民の疲弊を一層甚しからしめたからである。然らば紙幣を發行せざりし天領又は諸藩は如何といふに、之れ又他藩の紙幣の爲めに多大の損失を蒙り、紙幣を有する諸藩の農民と同じ

く苦楚を嘗めたのである。本稿の目的は即ち之が事實の一端を述べようとするにある。我京都帝國大學經濟學部研究室には「銀札一件控」なる寫本一卷を藏す、その年代は安政頃かの岡山藩の藩札が極度の紊亂をなした當時と思はれ、地域は備中西南部の天領である。この書の主題は隣藩の藩札紊亂の爲め天領の農民は常にその生活を脅かされ、次第に疲弊するから、之が救済策として建議したる腹案である。卷末には友山勝次とある、之は恐らく提案者であらう。本書は藩札の濫發が如何に農民生活に影響を及ぼしたかを視ふには最も好個の資料である。私は専らこの書に記す所のみによつて藩札の紊亂と農民特に藩札を有せざる領域の農民生活との關係を述べようと思ふ。

二

紙幣を有しない地方が何故に紙幣の爲めに損失を蒙つたか、徳川時代は所謂米遣ひの經濟であつた、併し乍ら之は米穀が貨幣の代りとして流用せられたといふのではなく、米穀が財政の

根源であり、社會組織の基調であつて、米の收獲の増減といふ事が、所謂社會の上部構層を制約して居た時代といふ意味にすぎない。米そのものが流通界に特定の機能を現はしたといふのではない。この米も矢張り一旦は流通經濟の公分母たる貨幣によつて換價せられねばならず、從て形式的に見れば徳川時代、特にその後半期は完全なる貨幣經濟の時代であつた。貨幣なくしては當時の經濟生活を考へる事は出来ない有様に到達して居たのである。併し乍ら當時に於ては貨幣制度猶ほ充分に確立せられず、特に紙幣はその基礎甚だ不安全であつた、ゆゑ、心ある爲政者は紙幣の弊を論じ硬貨を使用すべきを説いて居る位であつて、紙幣の行はるゝに至つた原因の多くは政府がその財政窮乏を救ふ事に在つた。幕府の如きも夙にその弊を認めて之が制限を加へ、天領には一般に紙幣を發行しない事を原則としたのである。然るに各地に散在せる諸天領に於てはその硬貨のみによつては流通の圓滑を欠くを以て隣藩の紙幣をも一般に使用せ

ざるを得なかつたし、又他藩との經濟交通上必然的に領外の紙幣が流通する事になつた。而て領外の紙幣が單に流通するのみでは別に損害を齎すべき理由はないが、右に述べた様に紙幣の基礎が薄弱にして屢々札潰れがあつて不慮の損失を生せしむる事があるのみならず、今一つは領内の硬貨が領外に流出して仕舞ひ、益々不健全なる紙幣が流入するので、危険が益々大となる。小宮山綏介氏の徳川時代紙幣の研究中、紙幣發行の原因として、この第二の事項を擧げてあつたが、嘗つては私はその意味の了解に苦しんで居た。然るに今回この寫本中の記事によつて初めて理解する事が出來た。即ち「御領知村々銀札之惡弊不請様仕法取調に付拜借金又は被下金被仰付候共無詮に成行可中と見込候惡案之事」と題して、單なる救濟金等が根本的に農民の窮乏を救ふの策でないとして列擧してゐる理由によつて明かに視ひうる。その一二を示せば次の如くである。

「一、正金を御領知内百姓へ配當貸渡にては矢張り御領地にて

雜錄 藩札の濫發と農民の疲弊

は金子のみ取扱私領にては銀札のみ遣ひ出し御領知内之正金自然と私領地内へ被卷取御領知御敷之爲御下ケ有之正金私領地内の潤ひと相成是迄は百姓のみ損失致し居候處御下金等有之返納方等自然差支候節は百姓のみならず御不益と相成候儀に奉存候」

といひて正金の領外に流出すべきを述べ、更にその理由を詳説して次の如く論じて居る。

「銀札憑弊の御敷として正金何程御貸附相成候ても無差正金御下之當座融通いたし候のみにて半年一年相立候内には正金は私領へ被卷取私領の銀札一倍御領知内へ入込御下之正金丈けは全御領知の損失疲弊相増候姿に成行候趣に自其意味相糺候處元來當國一圓正金拂底にて諸家共困り居候折柄御領知内に正金多分融通いたし候段他領にて及見聞候へば諸家銀札座等にて金子才覺の爲め御領知内へ商人又は廻しものを差し向け御領知内へ銀札を以て正金を買取に罷越候趣不通用にも可相成銀札を以正金を買取候と申譯は金一兩通用銀札百目の處銀札百十匁差出候間金一兩賣渡可申旨引合候へば眼前一兩に付十匁之益銀有之候故正金一兩を百十匁之銀札にて賣渡候趣後日に難儀相成候程の危怪成銀札に引替何故儘成金子を賣拂候哉不當の筋相糺候處金一朱以下は百文二百文と兩替取遣候に小錢更に無之國柄故尙ほ小遣ひ日雇賃等には是非正金を以銀札に引替取遣ひ候儀にて銀札無之候ては日川差支候處へ一兩に付十匁も直段の正金を買取に罷越候へば金子を手放し

第二十二卷 (第五號 一四七) 八五五

兩替致し候事全愚味より眼前の勝手に抱り後日の患を不顧仕成候儀……

從て私領の銀札を使用せずしてすむ様な方策の講せられざる限り、如何に救濟金を貸付けても結局は正金が私領へ流出すべき事を極力主張し、又小錢の欠乏せる事につき次の様に述べて居る。

「一 金子を他向へ買取候と申儀相違有之間敷と奉存候は、前々は當國中に錢なども假成有之候處二十ヶ年以來連々に相減當時にては百文の錢も容易に手に入兼候程に成行候始末等は當國にては一兩につき兩替錢七貫文上方筋にては一兩に付兩替錢六貫五百文と申相場違有之候へば商人共又は小利を貧り立廻り候者錢を買求め上方へ積み上り買渡一兩に付五百文之利益を得候ても引合勝手に相成候故錢は連々上方へ引上げ當時國中に錢一切無之様相成候始末にて正金を賣買いたし合候も錢賣買之意味に付正金を御貸渡者請る處私領の手段に陥り候儀に奉存候。」

右の諸項に例示したように、小錢の拂底、取引決済の受取勘定、銀紙の開大なる事等よりして、農民どもは紙幣の危險を知り乍らも、之を使用する事次第に増加したのである。然るにこの紙幣たるや殆ど不換紙幣に等しきものである

のみならず、週期的に札潰れと稱して通用を禁止し、又は通用力を減殺した、通用無効とならざる迄も時には額面の十分の一位になつた場合もある。かゝる札潰れが札の所持者に大なる損失を與ふるものである事は言を俟たぬ所であるが、札を發行せる藩内に於てはその藩の經濟事情を夙に觀知する事が出来るし、又札潰れや通用力削減の場合に於ては新札と一定の比率を以て引き換へる事もあり、又押し懸判なるものを加へて新札として通用せしむる事もあるから、一定期間内にその手續を受ぐれば所持札の全部を失ふには至らぬのである。然るに札發行をなさざる藩にして他藩の札を使用する時は、經濟界の變動を知らず、札潰れの事を聞かない爲めに、引換期間を過ぎてから初めて札の潰れた事を知るといふ有様であつて損失の度は一層大ならざるを得ぬ。

三

札が潰れた事を聞いた天領の農民はあはて、最寄の地に引替に出かけるが、その時には

已に期をすぎて居るのですごくと歸つて來るといふ有様である。殊に貧民が僅か五匁や十匁の銀札を携へて口敷を費し、十里以上の所迄出かけて正金と引替へて貰ふ事が出來ないとは誠に見じめな事である。そこでその不都合を藩札發行の藩に申出づれば、藩札は一藩限りのものであつて、之を潰さうと減價しようとする自由だといつて取り合はない。又札潰の流言が屢々傳へられるので人心は常に不安の氣に襲はれ、百姓共は仕事が手につかない。こんな事が殆ど年中續いて居るのだから、紙幣の爲めに積極的にも消極的にも農民は多大の損失を蒙つて居るわけである。交通の要路に當る小さな町がかつた所に古い富豪が澤山にあるが、之等はこの紙幣相場の下落を利用して産を成したものが随分あるといふ。獨逸のマルク變動の際には多數の人民は貧乏してしまつたが、併し一方に於て多くの爲替成金が簇出した。所謂 Devisenschieber なるもの之れであるが、我國の徳川時代に於てもこの Devisenschieber が生じたわけである。かくの

如き特殊な成金の發生した事それ自體が已に農民が舊に政治的支配階級から搾取せられしのみならず、更に資本主義發生期、貨幣經濟隆興期の特殊な資本家によつて搾取せられた事を物語るものである。我國の土地の兼併、資本家の發生に對しては、徳川時代の幣制の亂脈が重大の關係を有すると思ふ、之は他國に餘り類例のない事柄であつて、大に注目すべき點であらう。

四

徳川時代の幣制の混亂の原因は色々あるが、之を一言にしていへば爛熟せる中央集權的封建制度そのものである。中央集權的封建制度が必然的に貨幣經濟の成立を促進した結果、米を基調とする社會組織が破壊されんとし、然かも支配者階級がこの組織破壊の過程を強ひて扞止しようとしたからである。「銀札一件控」は領内衰微し人民の離散退轉するは、金銀の不融通、藩札の弊に原因するものとし、詳密に事情を説明し、その弊を除去して農民の生活の安定を計るべき方策を一々吟味し、結局「諸産物類賣買方

等土地の模様に応じ利害損益勘辯致す」の外なしとし、即ち領内諸産物の專賣をなさんと計畫せるもの、如くである。然し乍ら如何なる方策も歴史の進行を阻止する事は出来ない。この天領が果して專賣を實行したか否かは不明であるが、已に他藩にして産物專賣を實行したのも澤山にある。然かもそれは根本的に成功しなかつた。徳川時代の社會的弊弊を除去する方法としては、その社會組織を變革するの外はなかつたのである。勿論私は今この種の問題を論じようとするのではない、又文寫本中に記されたる紙幣の弊害を除去するの方策を述べようともしない。貨幣經濟に於ける貨幣は一の動脈の如きものである、その動脈の硬化は必然的にその經濟社會に疾患を齎さずんば止まない。故に私は封建制度爛熟期に於ける幣制の亂脈が如何にして封建社會を崩壞の途に導き、且つそれが當時の社會の大多數を占むる農民の生活に如何なる影響を及ぼしたかの一端を覗ひうれば、この小文の目的を達するのである。